

協議第 8 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 6）について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	整理番号		事務事業名	
調整方針案	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 1．合併特例法第7条による在任特例の期間を、現吾妻町議会議員の任期である平成19年5月12日まで適用する。 2．在任特例適用後の一般選挙は選挙区を設定しないで、定数を20人とする。 3．在任特例適用期間の報酬は、現行の報酬をそのまま適用した2段階方式とする。				
項目	現 況			調整内容	
	東 村	吾 妻 町			
定数				【調整の区分】	
1) 条例定数	10人		16人	【具体的な調整方針案】	
2) 現在の議員数	10人		16人	[ 地方自治法による議員の上限数 ]	
3) 地方自治法による議員の上限数	14人		22人	人口2万人未満の町村 22人	
任期				【調整の区分】	
1) 議員の任期	平成15年4月30日～平成19年4月29日		平成15年5月13日～平成19年5月12日	【具体的な調整方針案】	
2) 常任委員及び議会運営委員会の任期	平成15年5月13日～平成19年4月29日		平成15年5月13日～平成17年5月12日	【調整方針の理由】	
報酬				【調整の区分】	
1) 議員報酬額				【具体的な調整方針案】	
・ 議長	233,000円		302,000円		
・ 副議長	160,000円		242,000円		
・ 常任委員長等	148,000円		234,000円		
・ その他の議員	143,000円		224,000円		
人口(12国勢調査)	2,450人		15,239人		

合併特例法等の対照表

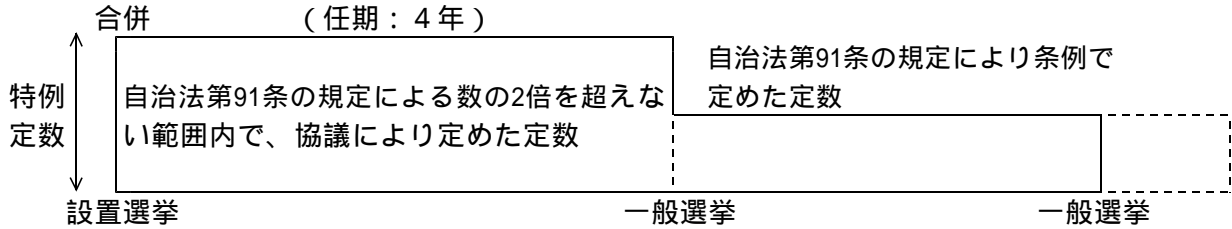
区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法 (在任に関する特例)
合併関係町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
任 期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
定 数  2町村人口合計 17,689人	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。 人口 2万人未満の町村 22人 (地方自治法第91条第1項)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 2倍を超えない範囲 22人×2=44人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条第1項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は91条の規定に至るまで減少する。 2町村議員数(現況)26人
選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	-
補欠選挙の適用	有	有	無
選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))		

# 議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

## 1 定数特例(合併特例法第6条第1項)

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

### [法制度]



### [新市町村の場合]

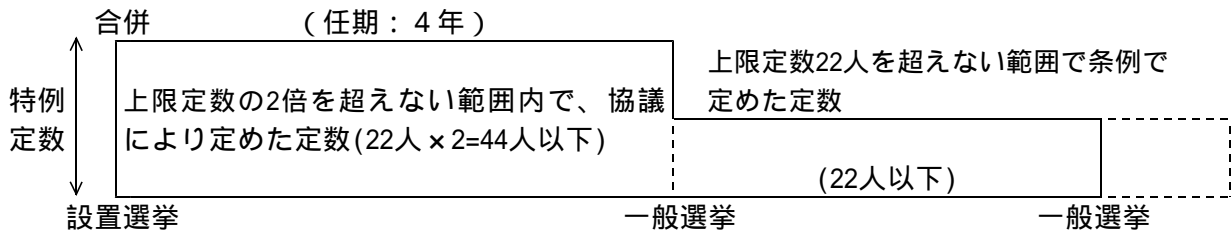
2町村の人口（平成12年国勢調査）

東 村 2,450人

吾妻町 15,239人

合計 17,689人

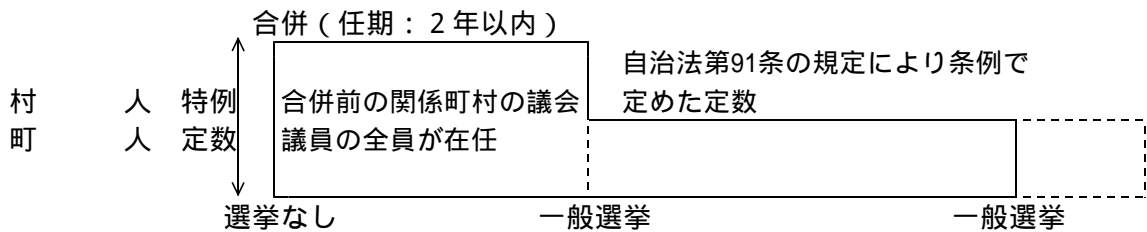
自治法第91条の上限定数 22人



## 2 在任特例(合併特例法第7条第1項)

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

### [法制度]



### [新町の場合]

